- 被申請人日本データ・ビジネス株式会社は、昭和四九年九月一日以降毎月二五 日限り、申請人aに対し金六万九〇〇〇円宛を、同bに対し金六万四〇〇〇円宛 を、同cに対し金六万三〇〇〇円宛を、同dに対し金七万三〇〇〇円宛をそれぞれ 仮りに支払え。
- 2 申請人a、同b、同c、同dの被申請人日本データ・ビジネス株式会社に対するその余の申請並びに被申請人全日本空輸株式会社に対する本件仮処分申請は、い ずれもこれを却下する。
- 3 申請人eの被申請人両名に対する本件仮処分申請は、いずれもこれを却下す る。
- 申請費用中、申請人eを除くその余の申請人ら四名と被申請人日本データ・ビ 4 ジネス株式会社との間に生じた分は同被申請人の、被申請人全日本空輸株式会社と の間に生じた分は右申請人ら四名の各負担とし、申請人eと被申請人両名との間に 生じた分は同申請人の負担とする。

玾 由

申請人らの求めた裁判

- 被申請人両名は連帯して、申請人らを被申請人全日本空輸株式会社(以下、全 日空と略称する)の従業員(キーパンチヤー)として仮りに取り扱え。
- 被申請人両名は連帯して、昭和四九年九月一日以降毎月二五日限り、申請人a に対し金九万七〇〇〇円を、同bに対し金九万五六六七円を、同cに対し金七万三 六五六円を、同 d に対し金一〇万七二四七円を、同 e に対し金六万六八五五円をそ れぞれ仮りに支払え。

との決定。

- 被申請人らの求めた裁判
- 本件申請を却下する。申請費用は申請人らの負担とする。

との決定(但し、全日空は訴訟費用の裁判の申立なし)。

第二 主張

- 申請理由の要旨

- 申請人aは、昭和四七年四月頃被申請人日本データ・ビジネス株式会社 NDBと略称する)にキーパンチヤーとして入社し、同四八年七月以降全 日空大阪整備工場においてキーパンチヤーとして勤務していたもの、申請人eは、 同四七年一〇月頃NDBに入社し、同四八年八月以降全日空大阪整備工場においてキーパンチヤーとして勤務していたもの、申請人bは、同四八年四月NDBに入社し、同年六月以降全日空大阪整備工場においてキーパンチヤーとして勤務していた。 もの、申請人cは、同四九年一月頃NDBに入社し、同年二月以降全日空整備本部 補給部大阪資材課においてキーパンチヤーとして勤務していたもの、申請人dは、 同四五年七月頃NDBに入社し、同四八年四月以降全日空整備本部補給部大阪資材 課においてキーパンチヤーとして勤務していたものであつて、昭和四九年八月当時の一か月の平均賃金は、申請人aは九万七〇〇〇円、同bは九万五六六七円、同c は七万三六五六円、同はは一〇万七二四七円、同は六万六八五五円(いずれも毎 月二五日払)であつた。
- NDBは昭和四五年二月五日に設立された会社で、商業登記簿上電子計算 の受託、オペレーターの養成等を目的とする旨記載されているけれども、床面積わ ずか二〇平方メートルの狭小な事務所一室を借り受け、数個の事務机と社長以下五 名の事務員を有するだけの会社であつて、その事業の実態は、「社員」の名目で雇い入れた女子を他企業に送り込み、その企業所有の端末機器操作の労務に従事するキーパンチヤーとしてこれを使用させることを業とするものであり、職業安定法四四条によつて禁じられた労働者供給事業を行なうものである。このことは、次の諸 点からみても明らかというべきである。
- NDBの組織・施設等の実態は右のとおりであつて、キーパンチヤーの勤 務場所は派遣先の構内施設自体であり、そこで使用すべき用具・設備等もすべて派 遣先所有のものであること。
 - NDBが各派遣先との間で結んでいる「業務請負契約」なるものの実質

は、ただ個々のパンチヤーの労働を派遣先に提供することだけを内容とし、それ以上のことは一切含まれていないのであつて、NDBの企業としての業務内容もそれに尽きていること。

(3) キーパンチヤーに対する具体的な勤務場所、使用すべき機器ならびに個々の作業自体の指示から技術指導その他作業上の指揮監督はすべて派遣先企業によつてなされ、NDBはその点について全く関与せず、勤務環境についても支配介入できるような立場にはない。さらに、具体的な日常の勤務時間・休憩時間・勤務体制等の細部にいたるまで派遣先企業がこれを指示し、出退勤等の勤務状態もすべて派遣先企業の管理下にあること。

(4) キーパンチヤーを受け入れて採用するかどうかの決定権は最終的には派遣 先企業にあること。

(三) 全日空は形式上、NDBとの間の「業務請負契約」にもとづいて申請人らから労務の提供を受けているものであるが、その労務の提供は、申請人らを全日空の企業運営上不可欠の必要的業務の担当者として、完全にその企業組織の中に組み込んで支配下に収め、申請人らは全日空に対し同社の社員と全く同様の従属関係に置かれるという状況下になされたものであるから、申請人らと全日空との間にも、直接の雇用契約関係が成立しているものというべきである。

直接の雇用契約関係が成立しているものというべきである。 すなわち、NDBと申請人らとの間の労働契約は、前記のとおり、もつぱら中間 搾取のために申請人らを他企業へ供給することの間のとのである。 俗に反して無効のものであり、された無効なとの間のとのである。 日空の企業組織の中に完全に組み込まれ、その指揮監督の使用従属関係の、 ものであることは前記のとおりであるから、このような関係にまで移動との関係は法的にまかるを提供のの ものである日空と申請人らとの関係は法的にも労働契係にまのである。企業によりであるからにも労働契係にまるのである。企業的に対し、 は、、実質的な使用従属関係の下において労働者が継続的して労働力の公産を し、実質しているる意思」とがするの労働者と自己の使用者といる ものである意思」と労働者側の「その企業を自己の使用者といる の合致により、労働契約関係が設定されたものというべきは当然だからである。

し、これを処分する意思」と労働者側の「その企業を自己の使用者とする意思」と の合致により、労働契約関係が設定されたものというべきは当然だからである。 なお、右「請負契約」もなんら仕事の完成を目的とするものではないのであつ て、事態を客観的に直視するならば、NDBは労働者である申請人らを雇用すると いう形でこれを支配関係に置いたうえ、「派遣」という形で全日空に提供し、その 使用に供せしめていたものであることが明らかである。

(四) しかして全日空は、昭和四九年六月三〇日付をもつてNDBとの間の「業務請負契約」(申請人らを全日空に使用させる旨の労働者供給契約)を合意解約したところ、右合意解約は、労基法六条に違反してもともと無効であつた労働者供給契約についてなされた合意解約であつて法的には無意味な行為であり、また、全日空はこの合意解約を口実に申請人らを右同日限り企業外に排除し、以後引続き申請人らの就労を拒否しているけれども、それも要するに就労拒否というだけのことであつて、いずれにせよ、申請人らと全日空との間に成立した前記労働契約関係は現在もそのまま存続しているものといわなければならない。

(五) かりに、全日空の申請人らに対する右のごとき職場排除・放逐が事実上の解雇とみることができるとしても、その解雇はいずれも次の理由により無効である。

きである。

- (2) (解雇事由の不存在)全日空による右解雇については、同社の就業規則上の解雇事由に該当するような事情は全く存在しない。
- (3) (労基法一九条違反)申請人らはいずれも、本件解雇当時、前記のごとく業務上の疾病である頸肩腕障害にかかつて療養中であつたものであるから(天満労働基準監督署は、昭和四九年一一月二九日申請人らに対し労災認定をした)、右解雇は労基法一九条に違反して無効である。
- (4) (権利の濫用)全日空は、申請人らを過酷な労働条件の下において働くだけ働かせ、そのために申請人らが職業病にかかつてその労働能力が減退するとみるや、責任を回避するため、弊履を捨て去るごとくこれを解雇したものであるから、その解雇は解雇権の濫用に当り無効というべきである。
- (六) さらにNDBは、同四九年七月一五日申請人らに自宅待機を指示したのち、同年八月三〇日「止むをえない業務上の都合」を理由に、就業規則五一条により申請人ら(但し、申請人 e を除く)を解雇した。 (1) しかしながら、NDBと申請人らとの間において形式上締結されている労
- (1) しかしながら、NDBと申請人らとの間において形式上締結されている労働契約は、違法な労働者供給事業の目的を達成するための手段として、同事業と不可分の関係にあるものであるから、公序良俗に反して当初から無効のものというべきであり、したがつて、右解雇は法的にはなんらの意味のないものであつて、法的効果を生ずるに由ないものである。
- (2) かりに万が一、右労働契約が有効と認められるとしても、全日空が申請人らを前記各日時に面接してその使用従属関係に組み入れたことにより、申請人らとNDBとの間の労働契約関係は消滅したとみるべきであるから、右解雇は、同様に法律上無意味のものというべきである。
- (七) さらに、かりにNDBとの間の右労働契約が有効に成立し、申請人らが全日空の企業組織に組み入られて従属関係に立つたのちにおいてもなお、なんらかの理由で有効に存続していたとしても、申請人らに対する右解雇の意思表示は、次の理由により無効である。
- (1) 右解雇については、就業規則五一条所定の「止むを得ない事業上の都合」はなんら存在しない。NDBのいうパンチセンター設置計画の挫折やパンチヤーの求人の減少などは、NDBの事業が労働者供給事業という寄生的性格を有することから生じた当然の帰結であつて、そのことが正当な解雇事由たりえないことは明らかというべきである。
- (2) また、右解雇の意思表示は解雇権を濫用したものである。すなわち、本件解雇の経過を素直にみるならば、業務上頸肩腕障害にかかつた申請人らの処置に窮し、厄介払いのためこれを解雇したものにほかならないから、これが解雇権の濫用に当ることはいうまでもない。
- (八) さらに、申請人eは、昭和四九年八月七日NDBに対し「退職願」を提出して退職の意思表示をしたが、右退職の意思表示は当初より無効であるか、または、取消により遡つて無効となつたものである。その理由は以下のとおりである。

(九) そうすると、申請人らはいずれも、現になお全日空の従業員たるの地位にあるものであり、全日空は(予備的にNDBも全日空と連帯して)申請人らに対

し、昭和四九年九月一日以降毎月二五日限り前記各平均賃金を支給すべき義務を負うものであつて、申請人らは右地位の確認と賃金支払の本案訴訟を提起すべく準備中であるが、前記職業病の療養中であるうえに、いずれも未婚の女性で賃金を唯一の生活の支えとする労働者であり、家族からの生活費の借用等によつてようやくその日をしのいでいる状態にあるものであつて、右本案訴訟での勝訴判決の確定をまつていては、回復不能の著しい損害を生じる虞れがあるので、本件仮処分申請に及んだものである。

二 NDBの答弁の要旨 (一) 申請人らの申請理由の要旨(一)の事実は、申請人ら主張の平均賃金の点 を除いて認める(但し、申請人eのNDB入社は昭和四七年一二月、同bの全日空 での勤務開始時期は同四八年五月、同cのNDB入社は同四九年二月一日である。 右平均賃金は、申請人aは七万一二八〇円、同bは七万二六六〇円、同cは七万〇 〇八〇円、同dは八万〇九七〇円、同eは七万二八一〇円である。

(二)の事実のうち、NDBが職業安定法ので禁止された労働者供給事業を行なうものであるとの点は争う。NDBが職業を行なうものであるとの点は争う。NDBは資本金三〇〇〇常上された労業員数九〇名余、東京・大阪に営業所を持つ株式会社で、本社事務所に常勤として知るが勤務しているが(なお事務所の床面積は二一坪)、他の従業員もして取り、各委託先に分散配置して勤務させ、受託業務(てコンピューターへのインプット業務)の履行に従事させているものであった。NDBと同様の全にいるもの企業に単に労務を供給しているものではないから、NDBと同様の企業を関係にもかかわらず、関係監督官庁から問題に対して経済のが全にもかかわらず、関係監督官庁から問題に対して採用され、各委託先に配属の就業を関係では、第一次の都合で他に配転されることもしばしばあったこと、NDBの従業員として採用され、各委託先の副のである。

(三) の事実も争う。申請人らはNDBの従業員として同社との間で支配従属関係に置かれているものではあるが、全日空との間においてはそのような関係に立つものではなく、全日空での勤務もすべてNDBの指揮監督下になされ、その勤務条件その他も右業務請負契約によつて決定され、NDBの就業規則に基づいて定められていたのであるから、申請人らと全日空との間に直接の労働契約関係が成立していたとは到底いえないし、また、NDBが全日空に申請人らを使用させていたものでもない。

(四) 同(四)の事実のうち、NDBと全日空との間の業務委託契約が申請人ら主張のときに合意解約されたこと、NDBが同年七月一五日申請人らに対し、翌一六日以降自宅待機するよう指示し、同年八月三〇日申請人 e を除くその余の申請人らを、「止むをえない業務上の都合」を理由に就業規則五一条により解雇したことは認める。しかして、NDBが全日空との契約を合意解約し、右申請人らを解雇するにいたつた理由は次のとおりである。

るにいたつた理由は次のとおりである。 NDBは右業務請負契約に基づき、全日空に対し申請人らを含めて一〇名のキーパンチヤーを派遣していたが、昭和四九年五月下旬にいたつて突然、申請人ら五名ほか一名の者が一度に身体の不調を訴えるようになり、頸肩腕障害の疑いありとの医師の診断を得て通院治療を始めるようになつたことから、代替要員を出す人的余裕もないまま、全日空より請負つた業務の遂行が不可能となつたので、やむなくその旨全日空に申し出てその諒承を得、同年六月三〇日付をもつて右請負契約を合意解約することとしたものである。

さらに、全日空から引揚げた一〇名のキーパンチヤーについては、NDBが以前から計画していた独自のパンチセンターを早速設置したうえ、健康体の者にはキーパンチ作業を、申請人らにはカードの整理、原簿の整理、納品書の作成等の作業をそれぞれ割り当てる予定をしていたところ、同年七月中頃までに右健康体のキーパンチヤーらが一名を残して全部結婚を理由に退職してしまつたため、この計画しまが不可能となつたので、やむなく申請人らに自宅待機を命ずることとした。日期が不可能となったので、やむなく申請人らを派遣する場所を確保することは知り、その後も経済界全般の不況から申請人らを派遣する必要があったとは、日難であり、特に前記疾病のため当分は事務職に配置する必要があったといる事務をは一層大きく、申請人。およびは、NDB社長個人の経営する学校での事務の仕事を勧めてみたがこれも拒まれるといった有様で、申請人らに就いてもらう適当な仕事が全くないような状態となってしまったので、同年八月三〇日付をもつてや

むなく前記のごとく就業規則五一条により申請人らを解雇することとしたものである。

(五) 同(五)の(1)の事実のうち、申請人らに対する解雇が不当労働行為にあたるとの点は争う。NDBが申請人らによる組合の結成を妨害したり、全日空と共謀して申請人らを全日空労組と分断すべくことさらに全日空の職場から排除したような事実はない。NDBとしては、申請人らがその主張のような活動をしていたことは、全く知らなかつたものである。

(六) 同(六)の事実のうち、NDBが違法な労働者供給事業を行なうものであって、申請人らとの間に締結した労働契約もその故に無効であるとの点は争う。(七) 同(七)の事実のうち、申請人ら(但し、eを除く)に対する解雇が就業規則所定の「止むを得ない事業上の都合」によるものでなく、また、解雇権の濫用にあたるとの点は争う。右解雇は前記のごとき事由によるものであつて、これがやむをえない適切な措置であつたことは、その後のNDBの受託業務の推移をみても明らかである。

(八) の事実のうち、申請人 e が通院交通費を実際よりも一〇日分余分に請求して受領したこと、その事実を知つた会社側の f 総務課長が、八月七日社長の指示によつて同申請人を呼び出し、事実を示して注意を与え、反省を求めるとともに、これが懲戒事由に該当する旨を述べたことはあるけれども、それ以外に申請人ら主張のような言辞を弄して同申請人を強迫したり欺罔したりしたようなことはない。申請人 e は、 f 課長の求めによつて始末書を書いたのち、自分の方から会社を辞めますと言い出し、 f 課長から退職願の用紙を貰つてその場で書いてこれを提出したのであつて、その後も離職票を要求したり、退職金を異議なく受領したりしているのであるから、全く任意に退職の意思表示をしたものであることは明らかである。

かりに右退職の意思表示になんらかの瑕疵があつてその効力を生じていなかつたとしても、NDBとしては、同四九年八月三〇日に他の申請人らに対してと同様、申請人eに対しても解雇の意思表示をしたはずであるから、同申請人は同月三一日以降NDBの従業員の地位にはないものである。

三 全日空の答弁の要旨

(一) 申請理由の要旨(一)の事実のうち、申請人らがNDBの社員であつて、その主張の頃から(但し、申請人bは昭和四八年五月一七日から)全日空大阪整備工場生産管理課および整備本部補給部大阪資材課においてキーパンチヤーとして電算機の端末機器のキーイン作業に従事していたことは認めるが、その余の点は知らない。

(二) 同(二)の事実のうち、NDBが労働者供給事業を行うものであるとの点は否認する。NDBは従業員数九八名、東京・大阪に営業所を持ち、作業場所は全国一一個所で、主としてコンピユーターのオペレーション業務を行つている独立した企業である。かりにNDBの事業が申請人ら主張のとおりであるとしても、そのことと、全日空と申請人らとの間の事実上の労働契約関係の存否の問題とはなんら係わりのない事柄である。

さらに、申請人らと全日空との間で事実上の労働契約関係が成立していたようなこともない。申請人らはNBCもしくはNDBの監督者の指揮命令の下にキーパンチ作業に従事していたものであつて、申請人らが全日空との従属関係の下に置かれていたとか、完全にその支配下に収められていたとかいつたような状況は全くない。全日空としてはただNBCから請負業務の履行を受けていただけであつて、申請人らから労務の提供を受けていたものではない。

を与えたりしたようなことは全くない。 (四) 同(四)および(五)の事実も否認する。全日空は前記のごとくNDBと業務請負契約を結んだことがないのであるから、それを合意解約することもありえない。また、申請人らとの間に労働契約関係が存在しない以上、これを解雇するということもありうるはずがない。なお、申請人らが解雇無効事由として主張する事実もすべて争う。

第三 当裁判所の判断

一 (本件の背景となる事実関係)

疎明資料によれば、次のような事実が一応認められる。

(一) 申請人aは、昭和四四年四月高校卒業後ただちに株式会社大松に入社したが、同四七年三月同社を退職したうえ、同月一三日NDBとの間で同社の就業規則等に従い社員として雇傭する旨の労働契約を締結し、キーパンチヤーとして同会社に入社した。入社後ただちに大日本インキ株式会社に派遣され、同社の電算機室においてキーパンチヤーとして勤務していたが、NDBの指示により、同四八年七月以降全日空に派遣され、同社大阪整備工場生産管理課においてキーパンチヤーとして勤務し、部品伝票に基づく情報を電算機の端末機にキーインする作業等に従事するようになつた。同申請人が昭和四九年五月から七月までの間NDBより支給された給与(手取額)の一ケ月平均額は六万九五七五円であり(毎月二五日支給、以下同様)、同年六月一七日に支給された賞与の額(手取額)は一四万九三〇五円である。

(二) 申請人 e は、昭和四六年三月高校卒業後日本ドリーム観光株式会社(新歌舞伎座)に入社したが、同四七年八月同社を退職し、同年一〇月NDBの代表者トの経営する日本テレタイプ・テレツクス専門学院において三週間の研修を受けたのち、同年一二月一日NDBとの間で前同様の労働契約を締結し、キーパンチヤーとして同社に入社した。入社後ただちに丸紅株式会社に派遣され、同社経理課においてキーパンチヤーとして電算機(フレクソライター)用テープの穿孔作業に従事していたが、NDBの指示により、同四八年六月からNDB本社において、当時同社に設置されていた電算機端末機に本州製紙株式会社から委託された伝票類をキーインする作業に従事することとなり、さらに、同年八月からは全日空に派遣され、同社大阪整備工場生産管理課においてキーパンチヤーとして前同様の作業に従事するようになった。同申請人が昭和四九年六月から七月までの間NDBより支給された給与(手取額)の一ケ月平均額は六万一八四九円である。

(三) 申請人 b は、昭和四六年一〇月ごろ浅葉電気株式会社に入社したが、同四七年一二月末に同社を退職したうえ、同四八年四月NDBとの間で前同様の労働契約を締結して同社に入社し、同年五月一六日以降全日空に派遣されるとともに、同社大阪整備工場生産管理課においてキーパンチヤーとして勤務し、前同様の作業に従事するようになつた。同申請人が昭和四九年四月、五月および七月の三月分としてNDBから支給された給与(手取額)の一ケ月平均額は六万四〇三四円であり、同年六月一七日に支給された賞与の額(手取額)は一四万二八一六円である。

(四) 申請人 c は、昭和四六年三月高校卒業後ただちに東洋信託銀行に入社したが、同四七年五月同社を退職したうえ、同四九年一月二一日新聞広告で知つた N D

Bとの間で前同様の労働契約を締結して同社に入社し、同年二月一日以降全日空に派遣されて、同社補給部大阪資材課においてキーパンチヤーとして勤務し、前同様部品伝票に基づく情報を電算機の端末機にキーインする作業等に従事するようになった。同申請人が昭和四九年五月から七月までの間NDBより支給された給与(手取額)の一ケ月平均額は六万三一八一円であり、同年六月一七日に支給された賞与の額(手取額)は四万八四五五円である。

(五) 申請人は、昭和四四年三月高校卒業後ただちに日本電気株式会社に入社したが、同四五年三月同社を退職したうえ、同年四月雑誌で知つた前記日本テレクス・テレタイプ専門学院に入学し、三ケ月間テレタイプのタイピングの研修を受けたのち、同年七月七日同学院の過程修了とともにNDBとの間で前同様の労働契約を締結して同社に入社した。入社後ただちに野村貿易株式会社に派遣され、同社に入社した。入社後ただちに野村貿易株式会社に派遣され、同社をるテープの穿孔作業に従事していたが、NDBの指示により、同四八年四月からよるテープの穿孔作業に従事していたが、NDBの指示により、同四八年四月様の上で、で業に従事するようになった。同申請人が昭和四九年五月から七月まの間NDBより支給された賞与の額(手取額)は一五万八八一二円である。(六) 被申請人NDBは昭和四五年二月五日に設立された株式会社で、大阪市く

(六) 被申請人NDBは昭和四五年二月五日に設立された株式会社で、大阪市く以下略>に本店を有し(ただし、設立当時の本店所在地は東京都豊島区〈以下略〉。同所は現在、東京営業所となつている)、資本金は三〇〇〇万円、商号登記簿上の目的は「電子計算の受託業務及びオペレーターの養成並びに機材の賃貸業務、テレタイプテレツクスの操作受託業務並びにオペレーターの養成及び機材の保守業務」等(NDBの会社経歴書によれば、同会社の業務内容は「データパンチの受託、キーパンチヤー及びテレツクス・テレタイプオペレーターの派遣、電話交換業務の受託、電子計算機による各種事務計算・科学技術計算の受託」とされている。)である。

(七) 被申請人全日空は、定期航空運送業その他の事業を目的として昭和二七年 一二月二七日に設立された資本金二七五億四〇〇〇万円の株式会社であつて、航空 機及び装備品・部品についての時間管理、在庫管理、修理管理のため、羽田空港に 中央演算処理装置(電子計算機)を設置し、部品の出納・修理状況等に関するデー タを右電子計算機に入力する業務を行なつているものであるが、電子計算機へ送信 するデータをその端末機にキーインする作業に従事する自社従業員が大阪国際空港 には全くいないところから、同空港における端末機器操作業務については従来から これを外注に出し、業者に委託してそれをなさしめることとしていた。

(八) しかして全日空は、昭和四五年五月以降、NDBと同種の事業を経営している大手の株式会社日本ビジネスコンサルタント(NBC)との間で期間を一年とする「業務請負契約」を締結して右端末機器操作業務を委託し、期間の満了するごとにこれを更新してきたが、NBCは当初よりみずからこれを履行せず、全日空は無断で同業者であるNDBとの間で殆ど同一内容(請負金額が異なるだけ)の「業務請負契約」を締結して右業務をこれに再委託していたため、NDBにおいてその従業員であるキーパンチヤー(一〇名)を全日空に派遣することとなつたものであつて、申請人らが前記のごとく、全日空大阪整備工場生産管理課及び同社補給部大阪資材課においてキーパンチヤーとしてキーイン作業に従事するようになった。そのような経緯によるものであった。

のも、そのような経緯にいる。 にような経緯にいる。 にようが、ないの一月である。 こった。 こった。 こったのである。 こった。 にった。 にった。 にった。 にった。 にいた。 作の業務を完全に履行することが困難な状況に立ち到つたとの理由で、契約締結の件は見合わせたいとの申出があり、同月七日双方の関係者が直接会合して協議した際にも、h社長の決意は固く、全日空側から新規契約を締結して従来どおり作業を継続してもらいたい旨懇請したにもかかわらず、h社長の応ずるところとならなかつたため、結局、同月三〇日付をもつて作業は打切られ、申請人らキーパンチヤー〇名は全日空から引揚げられるにいたつた。

二 (申請人らと全日空との間の労働契約関係の存否) しかるところ申請人らは、申請人らと全日空との間には実質的な使用従属関係が あつたのであるから、法的にもその間に労働契関係が成立していたものと認むべき であると主張し、被申請人全日空はこれを争うので、まずこの点について検討する こととする。

もつとも、使用者とその指揮・命令の下で拘束を受けて就労している者との間に、労務供給に関するなんらかの契約が現実に締結されている場合には、その契約が請負、委任その他いかなる名称を付されているかを問うことなく、その実質的内容に着目して、前記のごとき使用従属関係が認められるかぎり、これを労働契約と評価し、労働法的規制に服せしめるべきことは当然であるけれども、そのことから逆に、現実に労務供給に関する契約の締結されていない者の間においても、右のごとき関係があるかぎり、法律上も労働契約関係が認められるとすることには論理の飛躍があるといわざるをえない。

ための偽装的なもので、全く名目的なものにすぎないとか、請負人が独立の企業としての性格を失つて注文者の企業組織に組み入れられてしまい、実質上注文者の労務担当の職制の一人にすぎなくなつているとかの事情がなければ、右のごとき黙示の労働契約の成立を認定することは困難といわなければならない。

さらに、いわゆる法人格否認の法理によつても、「請負人」に雇傭される労働者と注文主との間に直接の労働契約関係の成立を認めることが理論上は可能であろう。すなわち、(一)会社である請負人の法人格が全く形骸にすぎず、注文主と請負人とが実質的に同一と認められる場合、(二)会社である請負人の法人格が法律の適用を回避するために濫用されている場合、つまり、注文者が会社である請負人を意のままに道具として使用できる支配的地位にあり、かつ、注文者による会社形態の利用が違法不当な目的に出ている場合には、会社である請負人の法人格を否認して直接注文者と労働者との間に労働契約関係の存在を認めることができるといてなんら差支えがないというべきである。

なおこのほか、いわゆる事実的契約関係説によつて請負人に雇傭されている労働者と注文者との間の直接の労働契約関係を根拠づけようとする考え方もありうる。すなわち、使用者と労働者との間に労務供給に関する合意が存在しない場合でも、労働者が一定の経営組織の中に組み込まれて事実上の就労関係の下に置かれれば、そこに事実的労働契約関係が成立するというのである。しかし、当裁判所はこのような考え方を採ることができない。けだし、労働契約も一つの債権契約であり、労働者と使用者との間の明示的もしくは黙示的合意によつてはじめて成立するものであると使用者との間の明示的もしくは黙示的合意によってはじめて成立するものである。

そこで、以下、右のような観点の下に申請人らと全日空との間に直接の労働契約 関係が認められるかどうかについて検討してみるに、疎明資料によれば次のような 事実が一応認められるのである。

(一) NDBの事業の概要

被申請人NDBが昭和四五年二月五日に設立された株式会社で、大阪市< 以下略>に本店を有し、資本金は三〇〇〇万円、商業登記簿上「電子計算の受託業務及びオペレーターの養成並びに機械の賃貸業務、テレタイプ・テレツクスの操作 受託業務並びにオペレーターの養成及び機械の保守業務」等をその目的としている ものであることは前記のとおりであるが、同社の代表取締役であるh(以下、h社 長という)は、これより前、昭和四〇年五月ごろに広告代理業を営む株式会社日本 報知社を設立してその代表者となり、さらに、同四二年五月ごろ個人経営の日本テ レタイプ・テレツクス専門学院(テレタイプ・テレツクスのオペレーターを養成す る学校)を買収して院長となり、これを並行して経営していた。ところが、やがて 同学院に対しテレックスやテレタイプの操作を委託する者が増えてきたことから、 同四四年九月ごろ右日本報知社の商号を日本システム・オペレーション株式会社と変更したうえ、同会社において右受託業務及び学院の経営を行なうこととし、さら に、事業規模の拡大に伴い、同四五年二月に被申請人NDBを設立して右受託業務 等をこれに承継させ、一方、学院の経営については、新たに株式会社日本テレタイ プ・テレツクス専門学院を設立してこれに承継させることとしたものであつて、そ の間、右各会社及び学院は、h社長によつてワンマン経営されてきたものである。 日本システム・オペレーション株式会社の本店事務所はかねてより大阪市 く以下略>にあり、日本テレタイプ・テレツクス専門学院も同ビル内にあつたとこ ろ、NDBもまた、その設立当初から事実上(登記簿上は東京都内)同所に本店事 務所を置き、h社長と庶務及び経理担当の女子事務員一名とが業務に携つていた が、営業規模の拡大に伴い、前記高橋ビルの一室(約二〇坪)を借り受けて同所に 事務所を移転し、本社勤務の従業員も男子二名(総務課長及び業務係長)と女子二 名(庶務関係担当者及び給与計算・社会保険事務等担当者)の計四名に増加するに いたつた。

(3) NDBの主たる業務の内容は、通信機器であるテレタイプ・テレツクスや電子計算機の端末装置の操作による各種データの処理業務の受託、右機器の操作にあたるキーパンチヤー及びテレツクス・テレタイプオペレーターの派遣等であるが、NDBでは、自社本社事務所内に端末機器を設置し、これを操作して委託先からの伝票等のデータ処理業務を行なつたこともあつたものの、その業務の性質上、処理すべき情報の発生場所である各委託先へNDBのキーパンチヤーらを派遣し、同所に設置されている端末機器等を操作してデータ処理の作業に当らせるのがほと

んどであつた。

- (5) NDBと同種の業務を営業内容とする企業は、東京・大阪等の大都市を中心に多数存在しているけれども、NDBを含めてこれらの企業が、職業安定法四四条の労働者供給事業の禁止規定に違反するものとして公共職業安定所の調査や改善要請を受けたり、事業停止の行政処分を受けたりしたようなことはなく、また、労働基準法六条の中間搾取の排除の規定に違反するものとして、監督機関からこれを是正すべき旨の指導勧告やその他の処分を受けたような事例もない。
- (6) キーパンチャーらの従事する端末機器の操作作業は、算盤による演算などにおけると同様に、速度と正確性とを無視するならば、誰にでも出来る単純な作業ではあるけれども、一応実際上の必要を充たすに足る程度の速度と正確性とをもつてこれを操作する技術を習得するには、少くとも三ケ月位の研修は必要であるというのが実情である。
- (7) なお、全日空その他の委託先がNDBに資本参加しているとか、自社社員をNDBの役員に出向させているとかいつた関係は全く存在しない。
 - (二) 全日空とNBC・NDBとの契約関係
- (1) 全日空が昭和四五年五月以降NBCとの間で期間を一年とする「業務請負契約」を締結し、期間の満了するごとにこれを更新してきたことは前記のとおりであるが、同四八年四月一日付で更新された右契約の内容は、およそ次のごときものであつた。
- (目的) NBCは全日空の指示に基づいて、大阪国際空港において全日空がその業務のために使用するオンライン端末装置につき、①一般的オペレーション、②キーイン作業、③右作業に付随して発生するパンチカードシステム業務の各業務を行なうことを請負う。
- (人員及び勤務時間) 右業務に従事するNBCのオペレーターの人員は平日七名、日曜・祝日五名とし、法の定める範囲内で全日空はNBCに超過勤務を指示することができる。

(作業の監督) オペレーターの労務管理はNBCが行なう。

(勤務場所) 勤務場所は全日空の大阪国際空港ターミナル内大阪整備工場生産管理課、補給部大阪資材課、装備工場大阪分工場とする。 (オペレーターの承認) NBCは全日空の業務に従事するオペレーターの履歴書

(オペレーターの承認) NBCは全日空の業務に従事するオペレーターの履歴書を事前に提出し、全日空の承認を得なければならない。この場合全日空は、必要により該オペレーターにつき面接および能力審査を行なうことができる。

(オペレーターの欠格事由) 全日空がオペレーターの能力・素行等について不適当と判断したときは、NBCにその交替を求めることができる。NBCの必要からオペレーターを交替させるときは、最低ーケ月以前に全日空にその旨を通知しなければならない。

(責任) オペレーターが本契約の履行に際して故意又は過失により全日空に損害を蒙らせたときは、NBCにおいてその賠償の責に任ずる。本契約期間中オペレーターに損害が生じたときには、全日空は一切責任を負わず、NBCの責任において処理するものとする。

(オペレーターの技倆) NBCの派遣するオペレーターの技倆は中級以上(最低 一年以上の経験者)で、心身ともに健康な者でなければならない。

(場所・設備等の提供) NBCが本契約を履行するのに必要な場所・設備・文具については、全日空においてこれを負担する。

(請負料金) オンライン端末機器操作業務に対し、全日空はNBCに一ケ月金一三一万円を支払う。但し、欠勤分ある場合は別に定める料金を差引くものとする。 (契約期間) 昭和四八年四月一日から同四九年三月三一日までとする。 なお、右契約が必ずしも全面的にその内容どおりに履行されていたわけでないこと

は、後に認定するとおりである。

(2) ところで、NBCが当初より、みずから右契約を履行することなく、全日空の了解を得ないで同業者である被申請人NDBとの間で「業務請負契約」を締結し、右業務の履行を再委託していたことは前記のとおりであるが、昭和四八年四月一日付でNBCとNDBとの間で締結された右「業務請負契約」の内容は、人員の点を一一名(全日空整備株式会社に派遣するオペレーターを含むため)勤務時間を午前九時から午後五時までとし、請負代金を一ケ月一二六万五〇〇〇円としているほかは、全日空とNBCとの間の前記「業務請負契約」の内容と全く同一(ただし、全日空とある部分をNBCと読み替える)のものであつた。

し、全日空とある部分をNBCと読み替える)のものであつた。 (3) しかして、前認定のような事情から、結局全日空本社の決済を経て正式に 契約書を作成するまでにはいたらなかつた全日空・NDB間の直接の「業務請負契 約」も、請負代金の点を除いては、全日空・NBC間の前記「業務請負契約」と全 く同一内容のものであり、同四九年四月一日以降は、そのような内容の契約が成立 すべきことを前提として従前どおり端末機器操作の業務が継続されていたものであ る。

(三) 全日空での申請人らの勤務の実態

申請人らが、それぞれ昭和四八年五月ないし同四九年二月ごろから、全日空大阪整備工場生産管理課および同社補給部大阪資材課においてキーパンチヤーとして勤務し、部品伝票等に基づく情報を電算機の端末機にキーインする作業等に従事していたことは前記のとおりであるが、右勤務の実態は、大要次のごときものであった。

(1) 右生産管理課および大阪資材課における端末装置は、かねてよりオフライン・システム(電子計算機に端末装置が直結されておらず、それぞれ単独で機能させるもの)であつたため、各課にそれぞれ一室宛独立の部屋を設けてこれを電算機室に充て、同室に端末装置を設置したうえ、NDBから派遣されてきたキーパンチヤーを同所に集めてキーパンチ作業(テープの穿孔作業)に従事させていたが、全日空側には右のごとき作業に従事する自社のキーパンチヤーが全くいなかつたため、右電算機室において作業するのはNDBから派遣されてきたキーパンチヤーのみであつた。

(3) 電算機のオンライン化に伴い、端末機器の取扱方法、伝票の読取方法、入力結果の確認方法等について若干の変更が生じたことから、その際、全日空の担当者からNDBのキーパンチヤーらに対し、二、三日間右の点についての説明がなされ、また、その後も、新たにキーパンチヤーが派遣されてきたときも、右電算機のシステムについて全日空側から説明があつたが、それらの説明がなされた後の日常的な作業は、前記各課の諸係において作成された伝票類を全日空の担当係員らが取りまとめて各分担のキーパンチヤーの手許まで届け、それを受取つたキーパンチヤーがそれに記載されている必要な情報を端末機にキーインするということの繰り返しがほとんどであつて、作業内容の細部にわたつて個別的に指示がなされるようなことはなかつた。

(4) また、オンライン化されたのち、NDBから全日空に派遣されていたキーパンチヤーの人数は申請人らを含めて一〇名であり、そのうち六名が大阪資材課において、他の四名が生産管理課においてそれぞれ作業をしていたが、右一〇名のうち誰を大阪資材課もしくは生産管理課へ配属し、また、各課に設置された前記各端末装置のうちどの分にどのキーパンチヤーをつけるかについては、もつぱらNDB側でこれを決定し、全日空がその点について指示したり容かいしたりしたようなことはなかつた。

なお、右端末装置はすべて全日空所有のものであり、また、キーパンチヤーの作業に必要な文具や作業着なども、全日空側から支給・貸与されたものを使用・着用していた。

なお、NDBの就業規則では、就業時間は始業午前九時、終業午後五時とする、但し、業務上の都合により必要ある場合は四週間を平均して一週の実働就業時間が四八時間を超えない範囲内において右就業時間を変更することがある旨の定めや、休日は日曜日、国民の祝日、年始(一月一日から一月三日まで)とするが、交替制勤務等所定の休日に休めない場合には、他の日と振り替えることがある旨の定めなどがあるが、右「勤務表」はそのような就業規則の定めと矛盾しないように作成されており、また、全日空側がチーフの作成する勤務表に注文をつけたり、その内容につきいちいち指示を与えたりしたようなことはなかつた。

たり、確認したりしていたような形跡はない。 (8) 所定の作業時間を超えて残業した場合(残業は月一、二時間程度のわずかのものではあつたが)、従前は、チーフが月に一度、まとめてNDB所定の「超過勤務等命令書」に全日空の担当課長もしくは係長の検印を得たうえ、これをNDB本社に送付するような取扱いもしていたが、その後は、NDB所定の「残業報告書」及び前記「勤務報告書」を作成し、右同様の方法で全日空の担当課長もしくは係長の検印を得てこれをNDB本社へ送付するようになつた。ただ、右の残業は必ずしも、全日空側の職制等から積極的に命ぜられるわけではなく、勤務当日の仕事しかんや機械の故障等のため、結果的に所定の作業時間を超過して作業すること となるのが通例であつた。

(9) 申請人らキーパンチヤーの作業場所である全日空大阪整備工場生産管理課及び大阪資材課へは、NDB本社から総務課長が月に一、二度巡視に来るのみで、キーパンチヤーらの日常的な作業について個別的に指示を与えるようなことはなかったが、就業規則の改訂、各種届書の提出方法の変更等の一般的な連絡事項についてはチーフを通じて全員に徹底をはかるようにしていた。また、申請人らを被保険者とする健康保険、失業保険、労働者災害補保険等についても、NDBが事業主としてこれに加入し、さらに、永年勤続者の表彰、定期健康診断の実施、ボーリング大会等レクリエーション行事の実行、レクリエーション費用の補助なども、NDBが独自にこれを行なつていた。

(10) 申請人らの賃金、賞与はすべて、NDBの給与規定に基づいてNDBがその額等を決定し、銀行振込の方法により申請人らの預金口座に入金してこれを支給していたものであつて、その点について全日空が関与するところは全くなかつた。

しかして、以上(一)ないし(三)において認定したような事実関係を前提として考えるならば、申請人らが、作業実施等の面においてある程度全日空側の指揮を旧していたことは否定しえないとしても、NDBの支配関係を全く離れて、全日空の指揮・命令の下に拘束を受けて就労する状態にあつたもの、つまり、全日空の指揮・命令の下に拘束を受けて就労する状態にあったもの、全日のでは、全日空の間に事実上の使用従属関係が成立するにいたつていたとまで認めるとは困難であるといわざるをえない。のみならず、NDBの存在が職業安定との条を故意に潜脱するための偽装的なもので、全く名目的なものにすぎないとか、あるいは、NDBが独立の企業としての性格を失つて全日空の企業組織に組み入れられてしまい、実質上全日空の労務担当の職制にすぎなくなつていると認めることを認むべき事情は見当らないのである。

さらに、右認定の事実関係からすれば、会社であるNDBの法人格が全く形骸にすぎず、NDBと全日空とが実質的に同一であるとか、全日空がNDBを意のままに道具として使用できる支配的地位にあり、かつ、違法不当な目的をもつて会社形態を利用しているとの点についても、これを認めることはとうていできない。

態を利用しているとの点についても、これを認めることはとうていできない。 そうすると、黙示的労働契約の観点からも、また、法人格否認の法理によつて も、直接全日空と申請人らとの間に全面的関係における労働契約関係の成立を認 め、申請人らが全日空との間に明示的な労働契約を締結した者と法律上全く同一の 従業員たるの地位を取得していたことを肯認することはできないといわざるをえな いから、右のごとき労働契約関係が成立したとする申請人らの前記主張はこれを採 用することができず、それを前提とする申請人らの全日空に対するその余の主張は なんら判断を要しないものというよりほかはない。 (申請人らとNDBとの間の労働契約の効力)

一ところで申請人らは、NDBの事業が職業安定法四四条に違反する違法な労働者供給事業であると主張するとともに、NDBと申請人らとの間に締結された前記労働契約は、右の違法な事業の目的を達成するための手段として同事業と不可分の関係にあるから、公序良俗に反して無効であるとみずから主張している(右労働契約が申請人らの主張どおり無効であるならば、申請人のNDBに対する賃金仮払いの申請は、主張自体で失当ということになるう)。

そこでいま、これを本件の場合についてみるに、前項において認定した事実関係

からすると、NDBの事業が職業安定法施行規則四条一項各号の要件を完全に充たすものといいうるかどうかの点について若干の疑問がなくはないけれども、職業安定法四四条の規定が、従来の労働者供給事業において封建的な身分関係に基づいて労働者が供給使用せられ、中間搾取や強制の弊を伴い勝ちであつたため、これを排除することに右のごとき幣をであるNDBの事業目的の遂行が、同契約をただちに無効ならしがの強度の日内の方法のの方法のの方法をである。また、表意者である申請人らやNDBの方法では認めがたく、また、表意者である申請人らやNDBとはを知りながらなおこれに協力することを意欲しておりまた。その反公序良俗性を知りながらなおこれに協力することを意欲しておりまた。の反公序良俗性を知りながらなおこれに協力することを意欲しておりまた。の方法であるから、NDBと申請人らとの間の労働契約が、契約としてならの法律が、法律上の保護も与えられない無効のものであるとはとうてい認められているければならない。

四 (NDBによる本件解雇の当否)

しかして、疎明資料によれば、NDBが昭和四九年八月三〇日申請人ら(但し、申請人eを除く。本項においては以下同様。)に対し、「止むをえない業務上の都合」を理由に、就業規則五一条によつて解雇する旨の意思表示をしたことが認められるところ、申請人らは右解雇の効力を争うので、次にこの点について検討するに、疎明資料によれば、右解雇にいたる経緯として、次のような事実を一応認めることができる。

(一) 申請人らが前認定のころからNDBに雇用され、以後引続き各派遺先においてキーパンチャーとして勤務してきたことは前記のとおりであるところ、全日空において作業するようになつたのちである昭和四八年秋頃から、肩や腕などに凝りや痛みを覚える者が出るようになつたが、単なる疲労によるものとしてこれを放置し、NDBや全日空の担当職制らにそのことを訴えるようなこともなかつた。

(二) ところがたまたま、昭和四九年四月二〇日ごろ、全日空労組伊丹支部において職場環境の改善要求に関連して申請人らキーパンチヤーの職場環境についても調査を行ない、申請人らと懇談して身体に異常がないかどうか等を尋ねる機・である。同労組支部の紹介により、専門医である吉田外科整形外科・自体の診察を受けることとなつたが、その結果、同年五月二〇日ごろに、申請人自については慢性化した「頸肩腕障害、両上肢神経炎」のため差当り三週間の休業加速を要する旨の、申請人自について、「頸肩腕障害」のために、同月二七日の通院加療を要する旨の診断がなされ、さらに、同月二七日の通院加療を要する旨の診断が下されるにいた。

(四) その後NDBでは、中請人らに 通院加療をさせなから、本任の近くで信り 受けていた大興ビルの一室において、電話帳からの抜き書きによつてダイレクトメ ール用の住所録を作成する作業などに就かせ、やがては、同所で準備中のパンチセ ンター(電算機を設置して他からの委託によつて伝票類その他の情報処理を行なう 施設)において、全日空から引揚げてきたキーパンチヤーのうち健康体の五名のう ち四名(一名は結婚退職が決つていた)にキーパンチ作業をさせ、申請人らにはカ ード・原簿の整理等補助的な仕事をさせる予定でいたところ、右四名のうち三名ま でが七月上旬のうちに相継いで退職していつたため、右パンチセンター設置の計画 はご破算となり、申請人らにさせる仕事もないまま、七月一六日以降申請人らに対 し就業規則に基づいて待命を命じ、平均賃金の六〇パーセントの休業手当を支給す ることとなつた。

(五) しかるにその後も、折柄の不況も手伝つてNDBの受託業務は減少の傾向を示し、しかも申請人らはいずれも前記障害のためただちにキーパンチ作業に就けない状況にあつたため、申請人らに出社させて適当な仕事を与えることができない状態が続く結果となつたが、その間、NDB側では、実家を離れてアパート住まいをしている申請人aと同bに対し、東京都内にあるh社長個人の経営する学校での事務の仕事に就くよう勧告したことがあるだけで、他に特段の措置を講ずることもなく、待命後一月半を経た同年八月三〇日前記のごとく申請人らを解雇するにいたった。

(六) NDBの就業規則五一条の規定は、「止むを得ない事業上の都合により従業員を解雇することがある」というものである。

(七) なお、申請人らの前記障害については、同四九年五月末の結核予防会大阪府支部相談診療所における検診の総合判定では、申請人a、同cにつき「異常なし」、同eにつき「判定留保」、同bにつき「眼精疲労の治療をして経過を追う必要あり」、同dにつき「眼精疲労の治療が望ましい。(オーバーワークか)」とされたが、同年七月一〇日の住友病院の診断ではいずれも「頸肩腕障害」で一ケ月の通院加療を要するものとされ、さらに、同年一一月一二日の前記:医師の診断でも同様であつて、なお治癒するにはいたらず、通院加療中であるとされている。また、申請人らの右「頸肩腕障害」については、同四九年一一月二九日天満労働基準監督署において業務上の疾病である旨の認定がなされた。

これられて、以上認定のような事実関係がられて発表した。 、NDBの就業規則五一を表にしと客観的に、従業員を解雇するもところに、というな事業のの に、従業員を解雇するもとなる。 大きな事を指するもとに認められるようを指して、 に、従業員を解雇すべきとは右にとないであるが、 ときいると解するもとにいたというであるのであるのである。 ときいるとは右にみたとは右によりのであるのもに、 ときいるとは、取引たるといいであるのもは、 をおいるといいであるのであるとは、 で、な事態が起こりすることは容易にないののに、 で、な事態が起こりするとは、 といいで、 で、な事態が起ことを変易的であるとない。 といいで、 で、な事態がに、 といいで、 で、な事態がに、 といいで、 で、ないに伴っていた。 といいで、 ないののに、 はいいで、 ないいで、 ないののに、 はいいで、 ないので、 ないで、 ない

のみならず、申請人らが当時業務上の疾病に罹患して加療中であつたことは、右の事実関係からこれを推認するに難くないところである。もつとも、申請人らは時、右業務上の疾病の療養のために休養していたわけではないから、右の解雇接労基法一九条に違反するものということはできないけれども、右労基法の規定は、使用者に労働者の生命・健康に対する配慮義務があり、負傷・疾病に基づの指置や臨時労働力の雇用などの手当てを施すこともしないで、業務上の指置や臨時労働力の雇用などの手当てを施すことも、使用者の右配慮義務中の労働者を極めて短期間のうちに解雇するようなことは、使用者の右配慮義務に違背するものとして、少くとも前記就業規則五一条にいわゆる「止むを得ない」の要件を充たさないものといわなければならない。

そうだとすると、申請人らに対する前記解雇の意思表示は、同規則五一条所定の「止むを得ない事業上の都合」によるものでないのに、それによるものとしてなされたものであつて、その効力を生ずるに由ないものといわざるをえない。 五 (申請人eの任意退職の成否)

さらに、疎明資料によれば、申請人 e において同四九年八月七日NDBに対し「退職願」を提出して退職の意思表示をしたことが認められるところ、同申請人は、右退職の意思表示は信義則に反して当初より無効であるか、または、取消により遡つて無効となつたものであると主張するので、以下その点について考えるに、疎明資料によれば、右退職の意思表示がなされた前後の事情として、次のような事実を一応認めることができる。

(一) 申請人eは前記認定のとおり、昭和四九年五月二〇日吉田外科整形外科に

おいて「頸肩腕障害、両上肢神経炎」のため差し当り三週間の休業加療を要する旨の診断を受け、同年六月一〇日から休業に入つたものであるが(他の申請人らは通院加療のみ)、その後も、同年六月二七日西宮市内の有馬整形外科において「頸肩腕症候群、両肩関節周囲炎」のため六月一二日より向う一ケ月間加療のため休業を必要とする旨の診断を、また、同年七月一〇日には住友病院において「頸肩腕障害」のため向後一ケ月間の通院加療を要する旨の診断をそれぞれ受け、休業後は主として、自宅から最も近い右有馬整形外科に通院して治療を受けていた。

(二) ところで、右通院のための交通費はNDB負担とされていたため、NDBより申請人 e に対したびたび、右通院交通費の内訳を明らかにしてこれを請求するよう促していたところ、同年八月二日ごろになつてようやく、右通院交通費の内訳明細を記載した書面が申請人 e から提出されたが、右書面には、六月一一日以降日曜休日等を除いてほぼ連日有馬整形外科等へ通院(往復で二〇〇円)しているような記載がなされていた。

(三) そこで、これをみたh社長は、早速 j 業務係長に対し、有馬整形外科に赴いて実情を調べてくるよう指示したので、同係長において同月五日有馬整形外科まで出向いて申請人 e の通院加療の実情を尋ねたところ、前記書面上有馬整形外科に通院したものと記載されている二四日のうち一〇日分については、実際には通院していないことが判明した(申請人 e がどのような理由から、実際には通院していない一〇日分についても通院しているものとしてその交通費を請求したのか、必ずしも明らかでない。その点に関して申請人 e の述べるところは、いずれも首肯するに足るものとはいいがたい。)。

(四) ところが翌八月六日、申請人 a、同 b が他の用件でN D B本社に呼び出されたことから、申請人 e においても他の申請人らと連絡をとり、右申請人らに高さにして同本社に赴いたところ、その際、N D B の f 総務課長の指示により同社総務まして同本社に赴いたところ、その際、N D B の f 総務課長の指示により同社総務までのより申請人 e に対し、前記明細書記載の通院交通費のうち、七月一五日五日の分から針鍼医と眼科医に通院した三日分のみを控除した七三四〇円(この中る)を受いる。 まりには、実際には通院していない前記一〇日分二〇〇〇円が含まれている)を受いたので、申請人 e もこれをそのまま受領してしまったがことができないというよりほかによってもいる。 まりまれた 明らかにすることができないというよ

(五) しかして、申請人をが実際には通院していない一〇日分についてまで交通で表請求し、黙つてこれを受領した事実を知つたら社長がどの時点をある。 黙つたれを明らかにすることができないことは右のとおりで日るのがに指示を受けた前記を明らかにする。 はばれて、翌八月とは右のとおりて日前に対し厳重に注意するよう f 課長いりまれて、翌八月とは一人において「課長がら(られて、明申請人に対し、同年後、同本社において「課長から(られて、同申請人に対いる)には、「日本社において「課長がらな理由で実際に通院していないような理由で変通費を請求して受領したのかを話問するとともに、そのよるのにはでで変通費を請求して受領したのかを話問するとともに、そのようなには横領であって、またようながら、世間体もよくないし、「おが、と表表にはないが等の趣旨のことを申しけて厳しく注意した。」とない、「日本社会の表表を表表の場に来あわせていた」の監査で、またまその場に来あわせていた」の監査で、またまその場に来あわせていた」の監査である。

(六) これに対し申請人 e は、素直に事実を認めてその場で二〇〇〇円を返還したうえ、始末書を書こうとしたが、その書き方が分らなかつたため、 f 課長に教えてもらつて「吉田整形外科、有馬整形外科、住友病院に通院した交通費(五月一五日一五日)計七三四〇円を八月六日請求受料(原文のまま)しましたが、のうちの一〇日間不正の請求を行ないました。(一〇日間通院せず)」なる本文でも、1 を表示の始末書を書き、さらに、卒直な気持を書くよう促されて右の本文に引きたいになるがあるいい分もいいわけもありません、会社にごめいわくをおかけした。 なんら私のいい分もいいわけもありません、会社にごめいわくをおかけした。 すば、深くおわび申し上げます、今後の私の身は、私自身の不征(原文のまま)な行動から起きたことです、私から今社長にお願いすることは、ただ一つ、かつまたいい分になるかも知れませんが、なにとぞ、おんびんにお願いいたします」と書き加え、記名捺印のうえこれを f 課長に提出した。

(七) 申請人eの退職願(NDBの退職願用紙に書かれたもの)が同申請人からf課長に手渡されたのは、右始末書が書かれた直後(数分後)のことであるが、申

請人eによる右退職願の提出が、はたして同申請人のいうように、f課長らから るのか、それとも f 課長のいうように、申請人の方から進んで任意退職の申出をし たので、その申出どおりに用紙を与えて退職願を書かせたことによるものであるの かについては、いわば水掛論の形となつているためいずれとも速断しがたい面のあ ることは否定しえないところである。ただ、申請人 e のいう所は、それ自体において不自然なところがあるばかりでなく、翌八月八日に同申請人が h 社長から同日付で退職を承認する旨を告げられた際にも、事の意外の成り行きに驚いて同社長や f 課長にそのことを訴えるようなことはしないで、失業保険金の受給手続のために離 職票の発給を求めたり、退職金や同日までの給料を異議なく受領したりしていると ころからすれば、むしろ、懲戒解雇よりは穏便な途である任意退職の方を、申請人 e の方から進んで申し出たものとみるのがより自然であるというべきであろう のであつて、孤立無援の状態にあつたわけではない)、同八月末ごろにも引き続き 離職票を請求したりしており、また、その他の申請人らが解雇された直後である同 年九月二日に、同組合大阪府支部執行委員長Iと申請人eとの連名でh社長宛に出 した内容証明郵便による通告書にも、同申請人が八月七日にNDBを自己退職した ことについては、「全く同意しがたいものでありますので」全面的にこれを撤回する旨の記載があるだけで、右自己退職がNDB側の詐欺もしくは強迫によるもので ある旨の記載はない。

しかして、以上認定のような事実関係からすれば、申請人 e の本件退職の意思表示が詐欺によるものとはいえず、また、f 課長らの前記の程度の言動が違法な害悪の告知としての強迫に当るものとみることも困難であるから、右意思表示が取消により遡つて効力を失つたとする同申請人の主張は理由がないというべきである。らに、右退職の意思表示にいたる一連の経過がNDB側によつて仕掛けられたわならに、右退職の意思表示にいたる一連の経過がNDB側によつて仕掛けられたわなである旨の主張を肯認することが証拠上困難であることも前記(四)のとおりであるから、右退職の意思表示およびこれを承認する旨のNDBの意思表示が全体として信義則に反して無効であるとする申請人eの主張もまた、これを採用することができないといわざるをえない。

以上の次第であつて、申請人らと全日空との間の労働契約関係が存在するものとは認められないから、それが存在することを前提とする申請人らの全日空に対る本件仮処分申請は理由がなく、申請人 e と N D B との間の労働契約関係も同申請人の任意退職によつて消滅するにいたつたもので、同申請人のN D B に対する N D B の任意退職によって消滅するにいたったもので、同申請人のN D B に対する N D B の本件解定の意思表示は無効であって、同申請人らは現になお N D B の従業員たるの地位を し、同社に対し賃金請求権を有するものといわなければならない。しかるところに対して生計を維持して、同社に対し賃金請求権を有するものといわなければならない。と言いるところであるがいずれも独身の女性であって、賃金のみによって生計を維持している労働者であり、本件解雇後は、親族・友人等からの援助・借金等で生活して おる労働者であり、本件解雇後は、親族・友人等からの援助・借金等で生活して おるとは疎明資料によってこれを窺うに難くないところであるから、前記認定の 書情を考慮して、主文掲記の限度において保全の必要性を認めるのが相当である。

よつて、申請人eを除くその余の申請人らのNDBに対する申請を右の限度で相当として認容することとし、その余の申請を却下し、申請人ら五名の全日空に対する申請及び申請人eのNDBに対する申請をいずれも理由なきものとして却下し、申請費用の負担につき民訴法八九条、九二条但書を適用して主文のとおり決定する。

(裁判官 藤原弘道)